

令和2年3月吉日

「生命共済」ご加入事業所の皆様

山鹿商工会議所

「生命共済」出生祝金・請求期限延長のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より商工会議所共済事業につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、只今ご加入いただいております「生命共済制度」には、保険金等のほかに、病気入院・事故通院の見舞金や出生祝金などの給付制度がございますが、この度、令和2年4月1日で給付制度の規約を一部改定することといたしました。

〔改定の内容〕

出生祝金の請求期限を、事由発生から1年以内 ⇒ **3年以内**

今回の改定内容は、「出生祝金」の請求期限を事由発生1年以内から3年以内へ延長するもので、給付される範囲が遡って拡大されることとなります。

つきましては、平成29年4月以降で生命共済の加入資格があり、これまでにお子様を出生されたにもかかわらず「出生祝金」を請求されていない方は、給付の対象となる可能性がございます。

貴事業所におかれましては、現在、生命共済にご加入で、本件に該当される加入者様がおられましたら、山鹿商工会議所、若しくはアクサ生命の推進員へお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

誠に恐れ入りますが、ご加入様への周知・確認等ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

山鹿商工会議所 TEL 0968-43-4111

〔定期保険(団体型)引受保険会社〕

アクサ生命保険(株) 熊本支社 熊本城北営業所 山鹿分室 TEL 0968-43-8211